○関東地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十四日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百五十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
千葉市中央区問屋町三四七番三地内	前	五四・一〇～五六・〇二メートル
	後	八四・〇二～八四・〇二　〇・〇〇五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十四日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
さいたま市岩槻区南平野三丁目三三番五から同市岩槻区南平野四丁目一五番四まで	前	二〇・一四～三二・九六メートル
	後	二一・七七～三二・九七　〇・二五九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十四日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	さいたま市岩槻区南平野三丁目三三番五から同市岩槻区南平野四丁目一五番四まで	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月十四日

○北陸地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十四日　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年北陸地方整備局告示第八十二号新潟都市計画道路事業

三・四・六号本町中田町線他二線

三　事業施行期間　自平成十七年六月十日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十四日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十二号及び三百十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
三豊市財田町財田上字池の尾七六八一番一から三好市池田町洲津乳ノ木一三八一番一まで	前	A・B・C・D　七・七〇～九一・三三メートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A・B・C・D　七・七〇～九一・三三　一二・七九三キロメートル 八・八九～一九七・六三　八・一九八	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十四日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十二号及び三百十九号	三豊市財田町財田上字栗の尾七五七八番一一地先から同市財田町財田上字栗の尾七五七八番二四まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月十四日

○沖縄総合事務局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十四日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
沖縄県国頭郡国頭村字宇嘉崎原六一八番一から同村字辺野喜漢抜原九九八番一まで	前	一六・四二～四四・四七メートル
	後	一五・〇六～三五・七三　〇・三一一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十四日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十八号	沖縄県国頭郡国頭村字宇嘉崎原六一八番一から同村字辺野喜漢抜原九九八番一まで	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月十四日